



仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに力を入れている有限会社浅野建設。昨春に家業を継ぐために東京からUターンし、改革を進める浅野貴裕取締役(43)に話を聞きました。

「制度活用のきっかけは」
帰ってきた時、既存の就業規則は、あるだけで体をなしていない化石状態。長時間労働などが抑制される「2024年問題」への対応や、若い人材を確保していくためにも、昨年7月、時間単位の年次有給休暇制度や育児短時間勤務制度、完全週休二日制

人材確保へ就業規則を徹底見直し 採用増加や業務効率化の効果

島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上・代替制度あり)を導入した事業者に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

の導入など、就業規則を専門家の力を借りて一新。県の奨励金には心強い後押しになりました。

「導入後の従業員の働き方の変化は」
子どもの行事や送り迎えなど、男女問わず従業員が積極的に活用しています。他社と遜色のない就業規則になり、若い社員が友達に入社を勧めてくれて採用したりと効果が出ています。労働時間が減る分、時間内で業務をこなそうと工夫するようになり、効率化にもつながりました。

「今後の取り組みは」
事務所設備の快適化、業務のシステム化、ICT化など、まだまだやるべきことはたくさんあります。田舎の建設会社ですが、全国に負けない環境を整え、採用につなげていきたいですね。

従業員の声

浅野なつきさん(42)

子どもが2人おり、急病などで制度をフル活用しています。特に子どもの習い事の送り迎えが



他のスタッフと談笑する浅野なつきさん(右)

毎日あるので、時短勤務は非常に助かります。制度ができたことで、安心感につながるほか、会社みんなが子育てをしているアットホームな雰囲気になりました。

有限会社浅野建設

代表: 浅野知宏
住所: 江津市都治町93-2
労働者数: 19人
事業内容: 建設業(土木、建築、造園など)
活用制度: 時間単位の年次有給休暇制度、育児短時間勤務制度の対象拡大(3歳以上、小学6年生以下の子どもがいる労働者)

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金

10万円 | 上限額
[1制度導入] 20万円

※1事業所につき右記支給要件のA・Iそれぞれ1回限りの申請となります。

支給要件

常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のA・Iの制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績があること

A 時間単位の年次有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者

I 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

代替制度: フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ
(対象) 小学6年生以下の子どもがいる労働者



出産後職場復帰奨励金



労働者が出産後も離職することなく、育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

労働者数等に応じて

奨励金 10万円・20万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590